松本市公告第４２１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、同条第２項の規定により次のとおり公告します。

令和８年１０月２９日

松本市長　　臥雲　義尚

１　申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1)　名称

三才山町会

(2)　区域

別紙１のとおり

(3)　主たる事務所

松本市大字三才山１７１２番地

２　申請不動産に関する事項

(1)　土地

地目	面積	所在地
宅地	１５８．６７㎡	松本市大字三才山字観音堂１７１２番地

(2)　建物

種類	延床面積	所在地
集会所	４２．９７㎡	松本市大字三才山字観音堂１７１２番地

(3)　所有権の登記名義人の氏名及び住所

別紙２のとおり

３　申請事項に関し異議を述べることができる者

当該申請不動産の所有権の登記名義人若しくはその相続人又は当該申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

(1)　期間

令和８年１０月２９から令和９年１月３０日まで

(2)　方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項の規定による申出書及び関係書類を松本市住民自治局地域づくり支援課に提出すること。

郵送での申し出も可とする（令和９年２月３日消印有効）。

別紙１　三才山町会区域

松本市大字三才山 92 番ｲ-2 を起点として 92 番ｲ-1、984 番、93 番、90 番、903 番 2 を経て 904 番 3 まで、同地番から市道 1716 号線を横断して 909 番ﾛ、912 番、911 番 4、911 番ﾛ-1、911 番ﾛ-2、911 番ｲ-1、913 番 1、914 番ｲ、915 番ｲ-2、915 番ｲ-1、935 番 2、935 番 1、937 番、938 番、940 番 1、941 番 3 を経て 941 番 1 まで、同地番から市道 1206 号線を横断して 943 番 1、943 番 3、944 番 1、944 番 2、945 番 1、945 番ｲ-2、947 番、949 番ｲ、950 番 2、955 番 4、955 番 5、955 番 6、956 番 2、956 番 1、956 番 2、958 番 4、959 番 3、962 番 2、964 番、963 番ｲ-2、963 番 1、965 番ｲ、134 番、138 番 2、138 番 1、142 番、141 番 1、144 番 1、147 番 2、149 番 1、162 番 2、162 番 5、163 番 1、164 番 1、165 番 1、172 番 1、173 番 2、173 番 3、173 番 1 を経て 175 番 1 まで、同地番から国道 254 号を横断して 170 番 2 まで、同地番から女鳥羽川を横断して 216 番 1、221 番 4、1136 番 5、1136 番 3、1135 番 1、1137 番ｲ、1138 番ｲ、1139 番 1、1141 番 3、1141 番 1、1142 番ｲ-1、番ｲ-3、1142 番ﾊを経て 1142 番ｲ-2 まで、同地番から国道 254 号を横断して 1707 番 1 まで、同地番から国道 254 号を横断して 1709 番 2 を経て 1139 番 1 まで、同地番から市道 2675 号線を横断して 410 番 1、1148 番 3、1152 番を経て 1153 番まで､同地番から市道 2190 号線を横断して 1156 番ｲまで､同地番から市道 2190 号線を横断して 412 番を経て 413 番まで､同地番から市道 2190 号線を横断して 433 番 1､434 番、435 番、437 番、449 番、1209 番、1210 番、440 番 1、1169 番 2、1169 番 11、1169 番 10、1169 番 1、1169 番 3、1168 番、1133 番、408 番 2、405 番 1、404 番 1、403 番 1、402 番 1、401 番 1、390 番、399 番 1、400 番 1、400 番 2、1132 番 1、1131 番 1、1129 番 1、1128 番 1、1125 番 1、1769 番 2、1769 番 3、1769 番 7、1769 番 4、1769 番 6、1767 番ｲ、1123 番 1、1122 番 1、1122 番 2、296 番 1、295 番 1、294 番 1、293 番 5、292 番 1、291 番、290 番、289 番 1、288 番 1、287 番 2、287 番 1、285 番 2、1083 番 1、1083 番 2、284 番、282 番 1、281 番 1、1078 番 1、1077 番 2、1077 番 1 を経て 1077 番 2 まで、同地番から市道 2196 号線を横断して 1760 番 1 を経て 798 番ﾛ-2 まで、同地番から 798 番 1、1760 番 1 を経て 1760 番番 3 まで、同地番から国道 254 号を横断して 928 番 2 を経て 927 番 2 まで､同地番から 926 番 1､925 番 1、921 番、920 番ｲ-2、920 番ﾛ、917 番 2、917 番 4、917 番ﾊ、906 番 1、918 番 2、94 番、93 番、92 番ﾛ、92 番ｲ-1 を経て起点 92 番ｲ-2 に至る区域及び松本市大字三才山 593 番 2 を起点として 593 番 1、594 番 3 を経て 594 番 1 まで、同地番から国道 254 号を横断して 735 番 2、1322 番ﾛ、1322 番 1、1323 番、1324 番 3、1324 番 5、1324 番 6 を経て 1326 番 1 まで、同地番から国道 254 号を横断して 1380 番、786 番、1329 番ﾊ、1383 番 1、1384 番 1、1385 番 1、1385 番 4、1386 番 1、638 番、640 番、1387 番、1388 番ﾛ、1389 番、1390 番 4、1390 番 3、1390 番、1390 番 1、1391 番ﾛ、1393 番、1394 番 1、1396 番、1398 番 2、1399 番、1401 番 1、1406 番 1、1407 番 1、1713 番、1409 番ﾛ、1588 番ﾊを経て 1409 番 1 まで、同地番から女鳥羽川を横断して 1285 番 1 まで、同地番から国道 254 号を横断して 1290 番、1297 番 4 を経て 708 番まで、同地番から国道 254 号を横断して 1292 番 1 を経て 1289 番 1 まで、同地番から女鳥羽川を横断して 682 番、1414 番ｲ、677 番ﾛ、677 番 2、677 番 1、674 番ﾛ、674 番 1、674 番 4、1411 番 5、1411 番 4、1408 番、1404 番 3、1405 番 1、1400 番 6、1346 番ﾛ、1346 番 1、1342 番 1、1339 番 1、1338 番 1、1337 番、1335 番 1、1335 番ﾛ、641 番 1、1334 番ﾛ、1332 番 3、1333 番、1331 番、1329 番 1、1329 番 5、1328 番 1、1327 番 1、1326 番 1、1324 番 6、1324 番 5、1324 番 3、1323 番、1322 番 1、1322 番ﾛ、753 番 2、753 番 1、754 番、755 番、1462 番 1、1803

番 2、1463 番、1466 番を経て 1469 番まで、同地番から市道 2655 号線を横断して 758 番 1、1432 番 1、1432 番、1433 番ロ、1435 番、1434 番、1432 番、1432 番 1、1431 番、721 番、718 番 1、758 番 1、717 番、716 番 1、715 番 1、714 番 1、1426 番ニ、1426 番 1、1425 番、1433 番ハ、742 番 1、741 番 1、741 番 2、746 番 1 を経て 748 番 2 まで、同地番から国道 254 号を横断して 594 番 3、593 番 3 を経て起点 593 番 2 に至る区域

別紙２　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

宅地　松本市大字三才山字観音堂１７１２番地

NO	氏名	住所	
1	滝澤　祐太郎	東筑摩郡本郷村	６３６番地
2	赤羽　金次	東筑摩郡本郷村	６２６番地
3	赤羽　須磨市	東筑摩郡本郷村大字三才山	１１００番地
4	滝澤　今朝市	東筑摩郡本郷村	６４８番地

集会所　松本市大字三才山観音堂１７１２番地

NO	氏名	住所
1	赤羽　多喜弥	
2	滝沢　鷹根	
3	滝沢　末広	